

# 《 補 足 説 明 書 》

徳島県教育委員会施設整備課

委託業務名 R 1 鳴門渦潮高等学校 第 2 体育館空調設備設置設計業務

別途発注委託 無し

- ・本業務は、重点調査制度の（~~対象業務~~・対象外業務）である。

## 1 現地調査

希望者は、現地調査をすることができるが、現地に管理者のいる施設については、管理者の了解を得て調査を行うこと。

## 2 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、入札開始日の 2 日前（休日を除く）の正午までに、施設整備課に提出すること。

質疑書は、書面によることとし、様式は任意とする。書面は持参，郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着），ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ，電子メールについては，送信後に電話により受信について確認すること）により提出するものとする。

提出先 施設整備課 住 所 〒 7 7 0 - 8 5 7 0 徳島市万代町 1 丁目 1 番地  
電 話 0 8 8 - 6 2 1 - 3 2 0 7  
ファクシミリ 0 8 8 - 6 2 1 - 2 8 7 9  
電子メール shisetsuseibika@pref.tokushima.jp

（例）入札開始日が月曜日の場合は，前日及び前々日が休日であることから，木曜日の正午までとする。

なお，入札予定額等に影響する重大な質疑については，当課から指名業者全員に回答する。

## 3 注意事項

- ・委託契約書においては，契約の相手方が課税事業者の場合においては，業務委託料に併せて当該取引に係る消費税額を明示するので，落札決定後，落札者は課税事業者であるか又は免税事業者である旨について，ただちに届出ること。

## 4 営繕積算システム（R I B C）の利用料

設計委託金額に営繕積算システム（R I B C）の内訳書数量入力システム L I T E の利用料を含んでいる。